6. エネルギー対策特別会計

(1) 概要

エネルギー対策特別会計は、行政改革推進法に基づき、平成 19 年度に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計を統合し、エネルギー対策に関する経理を明確にするために設置された特別会計であり、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分経理されています。

エネルギー需給勘定は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定です。当初、昭和 42 年に石炭鉱業の安定対策実施等のために設置され(当時は石炭対策特別会計)、昭和 47 年に石油対策の追加、昭和 55 年に石油代替エネルギー対策の追加、平成 13 年には石炭対策廃止などの制度改正を実施してきたところです。

また、電源開発促進勘定は、電源開発促進対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定です。当初、昭和49年に電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置され、昭和55年に石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化対策を追加、平成15年に新エネルギー事業を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に一元化、平成24年に原子力安全規制のための原子力安全規制対策を設置するなどの制度改正を実施してきたところです。

さらに、原子力損害賠償支援勘定は、「原子力損害賠償支援機構法」(平 23 法 94) (注) の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置を行うことを目的とし、平成 23 年に設置された勘定です。

(注)原子力損害賠償支援機構を改組し、同機構に事故炉の廃炉支援業務を担わせるため、平成26年通常国会に「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」を提出し、同年5月14日に成立、同年8月18日から施行しました。これに伴い、同機構の名称は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に変更され、法律名も「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に変更されました。

エネルギー対策特別会計の仕組み

エネルギー対策特別会計のうち石油石炭税を財源とするエネルギー需給勘定と、電源開発促進税を財源とする電源開発促進勘定は、それぞれの税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとなっています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に分かれ、それぞれ以下の業務に関する経理を行っています。

① エネルギー需給勘定

エネルギー需給勘定は、受益者負担の考え方に基づき行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

(ア) 燃料安定供給対策

石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、石油及びLPガス等の備蓄等の措置を講じています。

<令和3年度予算における主な事業>

- - 一 石油・天然ガス、石炭の権益確保の推進
 - 一 石油・天然ガス等の国内資源開発の推進 等
- 強靱なエネルギーサプライチェーンの構築
 - 製油所等の設備最適化や強靱化、地域における石油・LPガス事業者の経営基盤強化
 - 石油・LP ガス等の備蓄体制の整備 等

(イ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図る ために、省エネルギー・再生可能エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置を講じています。

<令和3年度予算における主な事業>

- 再生可能エネルギーの主力電源化
 - 最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立の実現に向けた課題への対応(地熱・水力等のポテンシャル調査・開発支援、コスト低減・系統制約の克服・事業化の促進に向けた研究開発・実証、固定価格買取制度の適切な運用等)
- 徹底した省エネルギーの推進
 - 産業、業務、家庭、運輸部門での省エネルギー対策の強化等
- 水素社会の実現に向けた取組強化
 - 水素需要の拡大と水素供給体制の構築(水素ステーションの戦略的整備や低コスト 化に向けた研究開発、国際水素サプライチェーンの構築や水素発電の実現に向けた開 発・実証、多様な水素社会モデルの構築等)
- 高効率火力発電の開発・活用加速化

② 電源開発促進勘定

電源開発促進勘定は、電力利用者の受益者負担の考え方に基づき行われる電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

(ア) 電源立地対策

発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置を講じています。

<令和3年度予算における主な事業>

- 発電用施設等と国民・地域との共生
 - 発電用施設等の立地地域に係る理解促進
 - 公共用施設の整備等のハード事業や福祉対策措置等のソフト事業 等
- 放射線の影響や風評被害防止、原子力政策等に関する広報
 - 一 放射線に関する知識の普及
 - 立地地域等に関する経済支援広報 等

(イ) 電源利用対策

発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を 図るための財政上の措置を講じています。

<令和3年度予算における主な事業>

- 原子力発電の安全基盤の構築
 - ー 原子力発電所の安全対策高度化
 - ー 原子力安全等のための人材育成
 - 一 放射性廃棄物の処分に向けた取組 等
- 核燃料サイクルの確立
 - 高速炉サイクルの技術開発
 - ー 放射性廃棄物の減容化に向けたガラス固化技術の基盤研究 等

(ウ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を講じています。

<令和3年度予算における主な事業>

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国際基準を踏まえた原子力規制の継続的改善
 - 重大事故(シビアアクシデント)対策、地震・津波対策の規制高度化のための 試験・研究 等
- 環境放射線モニタリングの充実・強化
 - 一 原子力発電施設等の周辺地域におけるモニタリングの実施及び支援 等
- 原子力防災対策の充実・強化
 - ー 地方自治体が行う原子力防災対策に対する支援 等

③ 原子力損害賠償支援勘定

原子力損害賠償支援勘定は、原子力損害賠償支援対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

(ア)原子力損害賠償支援対策

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ 適切な実施を確保するための財政上の措置を講じています。

原子力損害賠償は、原子力損害を生じさせた原子力事業者の責任において行われるところ、賠償に必要となる資金繰りについては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援することとされています。同機構の保有する交付国債の償還に係る費用の財源には、原子力損害賠償支援勘定の原子力損害賠償支援証券及び借入金収入が充てられ、同証券及び借入金の元本分は、同機構の国庫納付金(納付金は主に原子力事業者の負担金からなります)、利子分は、一般会計からの原子力損害賠償支援勘定への繰入金を財源として償還されます。

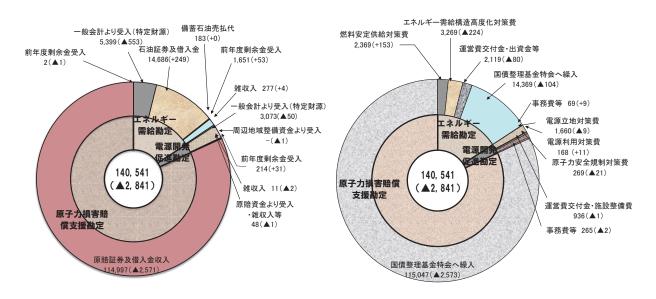
<令和3年度予算における主な措置>

○ 借入金の償還等に必要な額の国債整理基金特別会計への繰入れ 等

(3)特別会計の現状

① 歳入歳出予算(令和3年度当初予算)

【歳入】 【歳出】



○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
エネルギー需給勘定	22,196 (▲246)	22,196 (▲246)	7,804 (▲139)
電源開発促進勘定	3,298 (▲22)	3,298 (▲22)	3,298 (▲22)
原子力損害賠償支援勘定	115,047 (▲2,573)	115,047 (▲2,573)	0 (▲0)
特別会計合計	140,541	140,541	11,102
	(▲2,841)	(▲2,841)	(▲161)

○エネルギー需給勘定の歳入・歳出の内容

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)			
一般会計より受入	5,399 (▲553)	石油石炭税収入相当額のうち、燃料安定供給対策及びエ			
		ネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充て			
		るために必要な額の一般会計からの受入見込額			
石油証券及借入金	14,686 (+249)	国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費			
収入		用の財源に充てるための石油証券並びに借入金収入の見			
		込額			
備蓄石油売払代	183 (+0)	国家備蓄石油の売払代収入の見込額			
雑収入	277 (+4)	石油公団承継株式配当金収入、雑入等の見込額			
前年度剰余金受入	1,651 (+53)	前年度の決算上の剰余金見込額			
合計	22,196 (▲246)				

(単位:億円)

(単位:億円)

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
燃料安定供給対策	2,369 (+153)	① 石油の備蓄の整備のための措置
費		② 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進
		並びにこれらの生産及び流通の合理化のための施
		策 等
独立行政法人石油	513 (▲52)	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う石油等
天然ガス・金属鉱		の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な
物資源機構出資		資金の供給のための出資に必要な資金の一部に充てる
V+ /= T->+ >+	(+ 07)	ための出資
独立行政法人石油	- (▲ 27)	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う石油等
天然ガス・金属鉱		の探鉱等に必要な船舶の建造費の補助
物資源機構船舶建 造費		
^{22頁} エネルギー需給構	3,269 (▲224)	① 非化石エネルギーの開発・利用の促進及びエネル
上 上 造 高度化対策費	3,209 (\$224)	ギー利用の高度化の促進のためにとられる施策
		② 内外におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の
		抑制のためにとられる施策等
国立研究開発法人	1,458 (+9)	(国) 新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う業
新エネルギー・産		務の財源の一部に充てるための同機構に対する運営費
業技術総合開発機		交付金の交付
構運営費		
独立行政法人石油	148 (▲10)	(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う業務の
天然ガス・金属鉱		財源の一部に充てるための同機構に対する運営費交付
物資源機構運営費		金の交付
事務取扱費	46 (▲4)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	0 (-)	過誤納に係る返納金その他諸収入金に対する諸払戻し
融通証券等事務取	0 (—)	石油証券の発行及び償還に必要な事務取扱費の支払財
扱費一般会計へ繰		源に充てるための一般会計への繰入れ
入	11000 (1101)	#1. A. A. B. W.
国債整理基金特別	14,369 (▲104)	借入金の償還及び利子、石油証券の償還及び利子等の
会計へ繰入		支払財源に充てるための国債整理基金特別会計へ繰入 れ
予備費	23 (+13)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	22,196 (▲246)	

○電源開発促進勘定の歳入・歳出の内容

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
一般会計より受入	3,073 (▲50)	電源開発促進税収入相当額のうち、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるために必要な額の一般会計からの受入見込額
周辺地域整備資金	- (▲1)	周辺地域整備資金からの受入見込額
より受入		
雑収入	11 (▲2)	返納金、財政融資資金への預託金利子収入見込額等
前年度剰余金受入	214 (+31)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	3,298 (▲22)	

(単位:億円)

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
電源立地対策費	1,660 (▲9)	電源立地地域対策交付金の交付等
電源利用対策費	168 (+11)	① 発電用施設の利用の促進及び安全の確保を図るための 措置
		10回 2 発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置等
原子力安全規制対策費	269 (▲21)	原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置
国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構運 営費	935 (▲1)	(国)日本原子力研究開発機構が行う業務の財源の一部 に充てるための同機構に対する運営費交付金の交付
国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構施 設整備費	1 (+0)	(国)日本原子力研究開発機構が施行する研究施設の整 備費の補助
事務取扱費	260 (▲2)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	0 (-)	過誤納に係る返納金その他諸収入金に対する諸払戻し
予備費	5 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	3,298 (🛕22)	

○原子力損害賠償支援勘定の歳入・歳出の内容

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
原子力損害賠償支援資	48 (▲1)	原子力損害賠償支援資金からの受入見込額
金より受入		
原子力損害賠償支援証	114,997	交付国債の償還金に係る費用の財源に充てるための原子
券及借入金収入	(▲2,571)	力損害賠償支援証券及び借入金収入の見込額
原子力損害賠償 • 廃炉	0 (-)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構から納付される納付金
等支援機構納付金収入		の受入見込額
雑収入	0 (▲0)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額
前年度剰余金受入	2 (▲1)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	115,047	
	(▲2,573)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
事務取扱費	0 (▲0)	事務取扱いに必要な事務費
国債整理基金特別会	115,047	借入金の償還及び利子等の支払財源に充てるための国債
計へ繰入	(▲2,573)	整理基金特別会計へ繰入れ
合計	115,047	
	(▲2,573)	

(単位:億円)

② 剰余金

令和 2 年度決算

(単位:億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
エネルギー需給勘定	24,921	21,074	3,846	3,846	-	-
電源開発促進勘定	3,706	3,118	588	588	-	-
原子力損害賠償支援勘定	82,926	81,987	939	939	-	-
特別会計合計	111,554	106,180	5,374	5,374	-	_

令和2年度決算における剰余金は、エネルギー対策特別会計全体で5,374億円です。 当該剰余金は、①翌年度繰越額1,607億円、②歳出不用額1,404億円、③歳入増加額が202億円、④前年度剰余金受入増加額2,160億円等によって構成されています。このうち、④については、令和元年度において生じた歳出不用等が、令和2年度の歳入予算に計上されず、令和2年度の歳入決算に計上されたものであり、令和2年度において、実際に余った金額ではありません。

<エネルギー需給勘定>

エネルギー需給勘定における剰余金は、3,846 億円であり、そのうち①翌年度繰越額が1,508 億円、②歳出不用額が1,141 億円、③歳入増加額が272 億円、④前年度剰余金受入増加額が924 億円等です。

(剰余金が生じた理由)

- ① については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金において、事業計画の見直しにより年度内に事業を終了することができなくなったこと等によるものです。
- ② については、石油精製合理化対策事業費等補助金において、事業規模が予定を下回ったこと等によるものです。
- ③ については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの出資回収金があったこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により令和3年度の歳入として受け入れ、翌年度以降のエネルギー対策特別会計の財源として活用されます。それにより歳入予算における一般会計からの繰入額が抑制されることとなります。

<電源開発促進勘定>

電源開発促進勘定における剰余金は、588 億円であり、そのうち①翌年度繰越額が99 億円、②歳出不用額が260 億円、③歳入増加額が23 億円、④前年度剰余金受入増加額が205 億円です。

(剰余金が生じた理由)

- ① については、放射線監視等交付金事業について、測定機器の仕様を定める指針の改訂が 翌年度以降となり、各道府県からの交付申請手続きも翌年度以降となったことにより年 度内に事業を終了することができなくなったこと等によるものです。
- ② については、電源立地地域対策交付金において、地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったこと等によるものです。
- ③ については、原子力施設等防災対策等交付金等の返納金があったこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により令和3年度の歳入として受け入れ、翌年度以降のエネルギー対策特別会計の財源として活用されます。それにより歳入予算における一般会計からの繰入額が抑制されることとなります。

く原子力損害賠償支援勘定>

原子力損害賠償支援勘定における剰余金は、939億円です。

(剰余金が生じた理由)

政府として原子力損害賠償に支障のないよう万全を期すこととされている中、令和2年度における借入金の未執行額934億円等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により令和3年度の歳入として受け入れ、翌年度以降の エネルギー対策特別会計の財源として活用されます。

③ 積立金等

周辺地域整備資金(電源開発促進勘定)

① **資金の残高** (単位:億円)

令和3年度末(予定)	令和2年度末	令和元年度末
(令和3年度予算)	(令和2年度決算処理後)	(令和元年度決算処理後)
_	_	1

② 資金の目的

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、特別会計法第92条第1項の規定に基づき周辺地域整備資金を置き、電源立地の進展に伴って将来発生する電源立地地域対策交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保することとしています。

③ 資金の水準

周辺地域整備資金については、会計検査院の意見表示等において、原子力発電施設の周辺 地域における安全対策等に多額の費用が必要と見込まれる状況を踏まえ、残高の規模を縮減 させることとの指摘を受けております。

この指摘を踏まえ、避難道路の整備等に係る交付金に充当するため、令和2年度において 資金残高の全額を取り崩した結果、同資金は令和2年度末に資金残高が0円となりました。

原子力損害賠償支援資金(原子力損害賠償支援勘定)

① **資金の残高** (単位:億円)

令和3年度末(予定)	令和2年度末	令和元年度末	
(令和3年度予算)	(令和2年度決算処理後)	(令和元年度決算処理後)	
534	583		

② 資金の目的

エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定においては、特別会計法第92条の2第1項の規定に基づき原子力損害賠償支援資金を置き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付された国債の償還金及び当該国債の償還に関する諸費の支出として、国債整理基金特別会計への繰入を円滑に実施するために要する費用を確保することとしています。

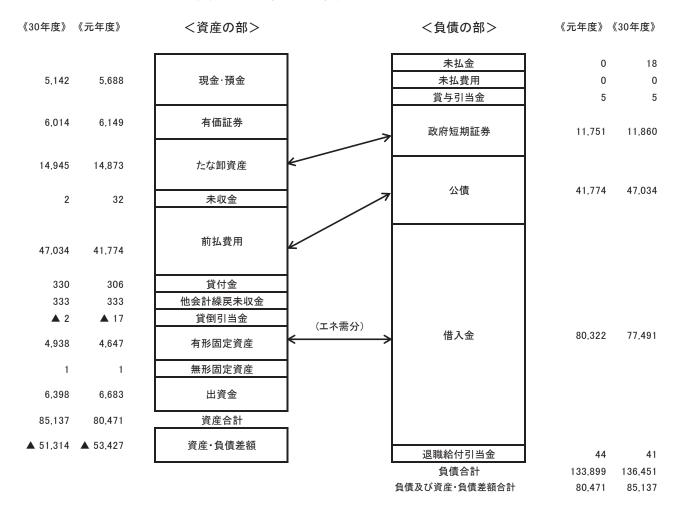
③ 資金の水準

市場金利の変動やその他の要因を勘案し、国債整理基金特別会計への繰入れを円滑に実施するために必要な金額を積み立てています。

令和3年度予算においては、当該年度の金利負担に要する費用に充てるため、49億円を取り崩すこととしております。

④ 資産及び負債(令和元年度特別会計財務書類)





主な資産は、将来のリスクに備える国家石油備蓄等(1兆4,873億円、たな卸資産)、東京電力ホールディングス(株)へ資金援助を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、将来の資金援助の財源として交付した国債の償還費用(4兆1,774億円、前払費用)、国家石油備蓄基地に係る工作物等(4,647億円、有形固定資産)があります。この他、旧石油公団から承継した有価証券(6,149億円、有価証券)や政策目的による独立行政法人等に対する出資金(6,683億円、出資金)等があります。

資産・負債差額は、借入金(8 兆 322 億円)によって発生しています。これは、原子力損害 賠償支援勘定において、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の償還の進捗により、当 該償還のための財源に係る借入金が増加したためです。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

エネルギー需給勘定について、再生可能エネルギーの普及・省エネルギー対策の促進に係る 分野について、令和3年度の概算要求前に関係省庁で調整し、経済産業省及び環境省がそれぞ れ各省庁と連携して事業を行うことで、事務及び事業の効率化を図っています。

また、エネルギー対策特別会計の財務に関する情報については、資源エネルギー庁のホームページに特別会計財務書類を毎年度公表しています。

エネルギー対策特別会計についての問い合わせ先

内 閣 府 大臣官房 会計課

電話番号 03-3581-4610

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課

電話番号 03-3501-2669

文部科学省 研究開発局 開発企画課

電話番号 03-6734-4126

環境省地球環境局地球温暖化対策課

電話番号 03-6457-9099

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房会計部門

電話番号 03-5114-2103